

女性部会だより (For you)



高瀬 一
法人課税第1部門
上席国税調査官



真下 義明
法人課税第1部門
総括上席国税調査官



野崎 剛
法人課税第3部門
統括国税調査官



平田 幸伸
法人課税第2部門
統括国税調査官



福田 正人
法人課税第1部門
統括国税調査官

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設され、手続が簡素化されました。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合で確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税団体に特例を申請することにより、ふるさと納税に係る寄付金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みが創設されました。また、特産品として受領し

5 所得税について

なお、仕掛品(仕掛工事)の評価は、製品(工事)の評価に準じて行います。



た物品については、一時所得に該当することとなります。

“をみな衆” 第21回 グループ別

6 相続税について

亡くなった人から各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が遺産に係る基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。申告をする必要があります。

なお、平成27年1月1日以降に相続等により取得する遺産に係る基礎控除額が引き下げられています。



相続財産が8,000万円で、控除する債務等がない場合の計算例

法定相続人

配偶者と子供2人

遺産に係る基礎控除額

$3,000万円 + (600万円 \times 3) = 4,800万円$

相続税の総額の計算

$8,000万円 - 4,800万円 = 3,200万円$

$3,200万円 \times 1/2$ (妻の法定相続分) $\times 0.15 - 50万円 = 190万円$

$3,200万円 \times 1/4$ (子の法定相続分) $\times 0.1 = 80万円$

$190万円 + (80万円 \times 2) = 350万円$

(この金額を実際の相続割合である分の上、必要に応じて配偶者控除等の計算を行います。)

女性部会だより (For you)



三浦 正義
資産課税部門
統括国税調査官



河合 博光
個人課税第1部門
統括国税調査官



澤田 美春
署長

1 交際費等

平成26年4月1日以後に開始する事業年度から、次の改正が行われました。

1 交際費等の額のうち、接待飲食費の額の50%に相当する金額は損金の額に算入することとされました。
(租税特別措置法 61の4 ①)

2 中小法人(資本金の額また

は出資金の額が1億円以下の法人など)は、**1**の接待

飲食費の額の50%相当額の損金算入と、定額控除限度額(800万円×事業年度の月数/12)までの損金算入のいずれかを選択適用できることとされました。
(租税特別措置法 61の4 ②③)

3 交際費等の損金不算入制度の適用期限が平成28年3月31日まで延長されました。



2 福利厚生費

福利厚生費とは、専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行などのた

めに通常要する費用など而言います。

また、社内の行事に際して支出される金額等で次のようなものも福利厚生費に該当します。

1 創立記念日、国民祝日、新社屋落成式等に際し従業員等におおむね一律に社内において供与される通常の飲食に要する費用

2 従業員等(従業員等であった者を含む。)又はその親族等の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って支給される金品に要する費用(結婚祝、出産祝、香典など)

の税トーク! 税務研修会

平成27年12月14日(月)

3 固定資産

修繕費と資本的支出

固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、その固定資産の維持管理や原状回復のために要したと認められる部分の金額は、修繕費として支出した時に損金算入が認められます。

但し、その修理、改良等が固定資産の使用可能期間を延長させ、又は価値を増加させるものである場合は、その延長及び増加させる部分に対応する金額は、修繕費とはなら



(租税特別措置法通達61の4(1)~10など)

4 期末棚卸高

決算期日をまたいで完成した商品(工事)については、「期末棚卸高(棚卸資産)」として金額を算定する必要があります。

棚卸資産とは、商品・製品・半製品・仕掛工事などが該当します。

期末棚卸高の金額は次の算式で計算します。

【棚卸数量(実地棚卸帳簿棚卸)】×【単価(原価法・低価法)】

す、資本的支出となります。
(法人税法基本通達7-8-1)

